

農地法第3条申請に係る必要書類一覧（印西版）

No	書類	備考
1	許可申請書	・他書類と整合性のある記述をすること。
2	委任状	<input type="checkbox"/> 代理人申請の場合
3	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	・法務局にて取得する。 ・名義人の現住所が異なる場合、住民票・戸籍の附表を添付する。
4	公図の写し	・法務局にて取得する。 ・申請地を赤枠・太枠等で囲み、周辺土地の地番を明記する。
5	位置図	・申請地を赤枠・太枠等で囲む。（縮尺明記） ・最寄駅や公共施設との位置関係が分かるようにする。
6	営農計画書	・同一世帯内での権利設定、移転の場合は不要。
7	通作案内図	<input type="checkbox"/> 譲受人が市外居住者の場合 ・自宅から申請地までの通作案経路を地図で示す。
8	農業経営の実態証明	<input type="checkbox"/> 譲受人が市外居住者の場合 ・住所地の農業委員会より取得する。
9	土地改良区に権利移動を通知したことを証する書面	<input type="checkbox"/> 申請地が土地改良区の区域内にある場合

※譲受人が法人である場合、法人の登記事項証明書および定款を添付してください。

※土地名義人が既に死亡しており、相続登記が完了していない場合、以下の書類を添付してください。

- ・相続関係図
- ・戸籍謄本や除籍謄本、戸籍の附表等、相続関係を証する書面
- ・遺産分割協議を行っている場合は、遺産分割協議書

※申請地について以下のような利害関係者がいる場合、同意書を添付してください。

- ・小作地等について、小作農等以外の者が所有権を取得する場合
- ・小作地等について、使用収益権を譲渡または転貸する場合
- ・申請地について、仮登記権者・抵当権者等が存在する場合